

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、宅地造成が行われた土地等の安全性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県知事は、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定することができる。
- 二、都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要な擁壁の設置等の措置の勧告及び災害の発生のおそれ大きいと認められる場合における擁壁の設置等の命令をすることができる。
- 三、住宅金融公庫は、造成宅地防災区域における都道府県知事の勧告又は命令を受けて行われる宅地防災工事に必要な資金を貸し付けることができる。
- 四、都市計画法による開発許可の技術基準として、宅地造成に伴う崖崩れ等による災害の防止に係る基準を追加する。

五、宅地造成工事規制区域内において、都市計画法による開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事の許可を不要とする。

六、この法律の一部の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間、危険建築物の一定の居住者で自ら居住するため住宅を必要とする者又は自ら居住するため当該危険建築物の改良を行う者等に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設ける。

七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。